

# 呉市断熱窓設置費補助金交付要綱

環境政策課

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現と家庭におけるエネルギー費用の負担軽減に向けて、断熱性能の高い窓の設置を行う者に対し、予算の範囲内において呉市断熱窓設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 本市の区域内に現存し、人の居住の用に供する建築物（その敷地を含む。）又はその部分（マンション等の集合住宅については居住者の占有部分のみとし、店舗等の併用住宅については、居住の用に供する部分のみとする。）をいう。
- (2) 国補助金 国土交通省及び環境省が実施する省エネ化につながる住宅の新築等に要した経費の一部を補助する事業のうち、別表に定める補助事業に係る補助金。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象となる住宅において行う断熱改修工事であって、国補助金の額の確定日が令和8年4月1日以降のものとする。

2 前項に規定する事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 複層ガラス交換工事 既存サッシを利用し、複層ガラス等に交換する工事
- (2) 内窓設置工事 既存窓の内側に新たに内窓を新設、又は既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換する工事
- (3) 外窓交換工事 既存窓を交換又は外部に面する窓を新設する工事

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める要件を全て満たす個人とする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住している又は居住しようとする市内の住宅に補助対象設備を設置する個人（賃貸の場合は、建物所有者の同意を得ること。）であること。
- (2) 本市の区域内に居住する個人又は単身赴任等で一時的に市外に居住している個人であること。
- (3) 納期が到来している市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員等（呉市暴力団排除条例第2条第3号）でない個人であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条第2項に該当するいずれかの工事に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助金の額は、補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額（当該

額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた合計額)又は100,000円のいずれか低い方の額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、環境部長が別に定める申請期間に補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる全ての書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し(工事内容・内訳(金額)の分かるもの)
- (2) 国補助金の額の確定通知書の写し(国の手続が完了したことが分かるもの)
- (3) 補助対象者が属する世帯全員の住民票の写し(補助対象事業を実施した住宅の所在地のものであり、申請日の直近3ヶ月以内に取得したもの)

2 前項の規定による申請は、郵送又は特設窓口への持参により先着順に受けるものとし、その内容に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

3 第1項に規定する申請期間内であっても、市長は、申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、予算の範囲を超えた日をもって受付を停止する。なお、受付を停止した日に多数申請があった場合は、抽選により、受け付ける申請を決定するものとする。

4 補助金の交付に至る申請は、1世帯1回限りとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、当該決定内容等を補助金交付決定兼金額確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けた申請者(以下、「被交付決定者」という。)は、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第9条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 本事業に係る市の指示に従わなかったとき。
- (3) 国補助金が不交付又は取消となったとき。
- (4) 交付決定を受けた者が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還等)

第10条 被交付決定者は、市長が前条の規定による取消をした場合において、市長の命令があったときは、期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(状況調査)

第11条 市長は必要があると認めるときは、被交付決定者に対し補助対象事業に関する状況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(財産処分の制限)

第12条 被交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の額に相当する金額を返還した場合又は補助対象事業が完了した日から起算して10年を経過した場合は、この限りではない。

(協力)

第13条 市長は、補助対象者に対して、必要に応じて、地球温暖化防止に関する取組への参加について、協力を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和8年5月 日から実施する。

別表 1 (第 2 条関係)

国の補助事業名
みらいエコ住宅 2026 事業
先進的窓リノベ 2026 事業